平成２１年（フ）第４０号
山口県萩市大字江向232番地１
債務者　西村　吉文
１　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第４１号
山口県萩市大字北古萩町162番地
債務者　髙橋　義信
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３０４号
川崎市川崎区小田３丁目13番３号　コーポみなもと103
債務者　大胡田ひとみ
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５３８号
名古屋市千種区内山３丁目13番12号　シャンボール千種802号
債務者　井山　敏美
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目３番17号
債務者　大原　康史
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
奈良市東木辻町47番地の１　ディアコート奈良411号
債務者　林　　吉平
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３５８号
奈良市菅原町228番地の６　ラ・メール西大寺20Ｇ号
債務者　岸田　桂子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６５号
奈良県天理市豊井町326番地
債務者　眞壁　弘道
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２４６号
青森市花園２丁目９番30号　マンション甲田306号
債務者　田村　恒樹
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
青森市花園２丁目９番30号　マンション甲田306号
債務者　田村　文子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
青森市大字羽白字沢田526番地　市営住宅野木和第２団地１―10
債務者　田村　悦子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
青森県むつ市大字奥内字金谷沢１番地404
債務者　新堂　　健
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
青森市大字幸畑字唐崎34番地18
債務者　川村　京湖
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
長崎県雲仙市愛野町甲306番地
債務者　高田　政美
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
長崎県南島原市西有家町須川849番地１
債務者　松永　阿記
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
熊本県玉名郡南関町大字関外目1095番地
債務者　猿渡　一郎
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第５１号
熊本県玉名郡南関町大字関外目1095番地
債務者　猿渡　淳子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第５２号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐276番地１　稲佐団地２棟224号
債務者　中尾　光治
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部